

開 議 午後1時

○副議長（村上ゆうこ） ただいまから、本日の会議を開きます。

○副議長（村上ゆうこ） 出席議員数は、61人です。

○副議長（村上ゆうこ） 本日の会議録署名議員として藤田稔人議員、丸山秀樹議員を指名します。

○副議長（村上ゆうこ） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（保木一成） 報告いたします。

長内直也議長、荒井勇雄議員は、所用のため、遅参する旨、勝木勇人議員は、所用のため、村山拓司議員は、育児のため、本日の会議を欠席する旨、それぞれ届出がございました。

本日の議事日程、質問順序表を配付いたしております。

以上でございます。

○副議長（村上ゆうこ） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号から第11号まで、第20号、諮問第1号の13件を一括議題とします。

昨日に引き続き、代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

わたなべ泰行議員。

（わたなべ泰行議員登壇・拍手）

○わたなべ泰行議員 私は、ただいまから、公明党議員会を代表して、本定例市議会に上程されました各種議案並びに市政の諸課題について、順次、質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について、7点伺います。

1点目は、中東情勢の緊迫化による経済活動へ

の影響についてです。

本年2月末以降、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格や物流コストの上昇など、市内経済への影響が懸念をされております。政府の認識は、現場の実態と大きな乖離があり、中道改革連合、立憲民主、公明の3党が実施した実態調査では、燃料価格の高騰に加え、幅広い業種で物流の混乱によるサプライチェーンの停滞が懸念されており、物資調達にも支障が生じております。

例えば、運送業界では、エンジンオイルや結束バンドなどの資材不足が車両整備や物流業務に影響し、シンナー不足は板金塗装にも波及しています。また、ホテル業界では、重油価格の高騰と供給不安からジャグジーの使用停止や温泉施設の休業も懸念をされております。その他、リネン・クリーニング業界、食品製造業においても、重油や石油系溶剤の不足が事業継続に深刻な影響を及ぼしております。このように、現場からは事業継続に向けた直接的な補助や資金繰り支援を求める切実な声が上がっているほか、資金確保ができたとしても必要な資材や部品が入手できないといった事態も生じており、市内経済全体への連鎖的な影響が懸念をされております。

こうした中、中道改革連合、立憲民主、公明の3党は、4月28日、政府に対し、「命」と「暮らし」を守るための緊急提言を提出するとともに、5月20日には緊急経済対策として政策提案をしたところでございます。具体的には、電気・ガス料金引下げの再開といった家計支援はもとより、事業者に対するセーフティネット保証の拡充や雇用調整助成金の要件緩和と助成率の引上げ、さらには、重要物資の安定供給や価格転嫁の適正化など、事業継続を支える総合的な支援策を求めています。

そこで、質問ですが、昨今の中東情勢の緊迫化が札幌市内の経済活動に与える影響について、市として、現状をどのように認識しているのか、また、今後どのような対応を講じていく考えか、市

長の見解を伺います。

2点目は、平和への願いの継承についてです。

平和ほど尊きものはなく、平和ほど幸福なものはありません。そして、平和こそ人類の進むべき根本の第一歩であらねばなりません。しかしながら、今日の国際社会は極めて深刻な混迷の中にあります。長期化するウクライナ侵攻に加え、中東地域をめぐる情勢は、私たちの日常生活に暗い影を落としております。

札幌市においては、平和に勝る市民福祉はないとの考えの下、人類がひとしく平和のうちに暮らせる世界の実現を願い、平成4年3月に平和都市宣言を行っております。こうした不安定なときだからこそ、平和都市を宣言する札幌市が、日本国憲法の平和主義や非核三原則の理念を基に、平和の尊さを国内外へ発信していく意義は大きいと考えます。

戦後80年という節目を捉え、昨年、我が会派では、代表質問において世代を超えた平和の思いの継承などを訴えました。それに対し、札幌市では、8月の平和の集い、平和へのメッセージ募集や平和訪問団の派遣といった既存の取組に加え、高校生が制作した被爆に関するジオラマや戦争に関する絵本を地下歩行空間に展示するなど、次世代への継承と普及啓発に取り組まれたことを評価しているところです。

また、札幌市には、長きにわたる国際交流の歴史や友好都市との絆があり、多くの民間企業や団体がたゆまぬ草の根の交流を続けております。こうした多様な人的ネットワークなども生かしながら、平和を願う機運をさらに高め、平和都市としての思いをつなぎ、継承し続けていくべきと考えます。

そこで、質問ですが、札幌市として今後どのように平和への願いをつなげていくのか、その取組について伺います。

3点目は、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生のまちづくりに向けた取組についてです。

本市が共生のまちづくりの指針として掲げた札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例、いわゆるつながるさっぽろ条例は、施行から1年という重要な節目を迎えました。現在、我が国全体を見渡すと、少数意見が封じられてしまうような言論の硬直化があってはならない一方で、排外主義的な思想や不当な差別的言動が社会の分断を招く懸念もあり、改めて共生社会を追求するためまめ歩みが求められております。昨年9月と本年3月に地下歩行空間で開催されたアイヌ民族に関連したパネル展においては様々な議論が見られましたが、特定の価値観に偏らず、誰もが萎縮することなく自分らしく生きていける札幌を守り抜くことは、本市の極めて重要な課題と言えます。

条例の理念を具体化するため、本年3月に札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会が始動したことは、本市の姿勢を示す大きな一歩です。この委員会は、障がいや多文化共生、子どもや高齢者など、11の専門分野における有識者と市民からの公募委員で構成をされており、共生社会の実現に向けた施策等について調査審議し、意見を述べる場であると伺っております。

しかし、この委員会が、単に、事務局からの報告を受け、それを承認するだけの形式の場となってしまうのは、委員の皆様が持つ多彩な知見や現場感覚を十二分に生かすことはできません。委員会を真に実効性のあるものにするためには、委員同士が互いの専門性や価値観を深く理解し、別の専門分野における課題解決の方策を応用するなどの取組が重要と考えるところです。

また、共生社会への取組を未来に根づかせていくためには、次の世代を担う若者の存在が欠かせません。若者が、共生を自らの課題として捉え、主体的に社会へ参画し、多様な人々とともに行動できる実践の場を創出していくべきではないでしょうか。

そこで、質問ですが、条例の施行2年目を迎えた新たなステージにおいて、若者の力を取り込み

ながら、誰もが自分らしく暮らせる共生のまちづくりに向けて、本市は今後どのように取り組んでいくのか、市長の考えを伺います。

4点目は、持続可能な財政運営の観点で守るべき水準の考え方についてです。

札幌市においては、今後の10年間の財政推計において極めて厳しい財政状況であることが示され、今まさに持続可能な財政運営に向けた様々な見直しを進めていると承知しております。

我が会派では、令和8年第1回定例市議会の代表質問にて、予算編成について、身の丈に合った財政運営をしつつ、市民生活を最優先にした優しい予算が重要であると訴えさせていただきました。これからの時代、札幌市が真に市民に寄り添う優しい行政を継続していくためには、まず土台となる財政が健全でなければなりません。そのためには、事業の聖域なき見直しが避けられない現実がありますが、単なる一律の予算削減や場当たりの見直しであっては、市民生活に無用な混乱や不安を招きかねません。

だからこそ、見直しを進めるに当たっては、札幌市の身の丈を客観的な指標として明確にすることが極めて重要です。それは、すなわち、札幌市が将来にわたって財政破綻を来さないための守るべき水準を市民に示し、共有するほかにありません。

そこで、質問ですが、持続可能な財政運営の観点で、現時点で守るべき水準の考え方について伺います。

5点目は、GX/AI金融・資産運用特区の取組に関わる市民理解の促進についてです。

ロシアのウクライナ侵攻、アメリカのハリケーンによる生産設備被害、中東情勢のさらなる緊迫化を背景に、エネルギー危機が長期化しております。令和2年4月の国内の1リットル当たりのレギュラーガソリン全国平均価格は、120円台後半から130円台前半だったものが、本年4月には、政府の燃料油価格激変緩和対策事業が講じられて

いるのにもかかわらず、160円台後半の高値に達しております。脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障の観点から、我が国は、GXを推進し、再生可能エネルギーを拡大することで、輸入に頼る化石燃料への依存から脱却し、安定的なエネルギー供給を実現することが極めて重要であります。

札幌市がGXに注力してからおよそ3年がたちますが、このような状況の中で、北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、化石燃料中心の経済、社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行して、排出削減と経済成長、そして、エネルギーの安定供給の実現を目指すGXの推進と、それを支える札幌市域での金融機能の強化、集積の必要性を改めて認識させていただきました。

一方で、北海道新聞社が本年4月に行った札幌市民意識調査では、札幌市政で最も力を入れるべき政策について、GXの金融・資産運用特区を活用した経済対策と回答した方は7%にとどまっており、いまだ市民の理解は十分ではないと言わざるを得ません。GX及び金融に関する取組が非常に専門性の高い分野であり、市民の理解を得ることが容易ではないことは理解をするものの、基礎自治体として、市民の理解を促進するための工夫や取組を実施することは必須であると考えます。

そこで、質問ですが、札幌市がGX/AI金融・資産運用特区を活用し、GX産業の集積と金融機能の強化、集積に取り組む意義について、どのように市民理解を促進しようと考えているのか、その方向性を伺います。

6点目は、市立札幌病院の経営改善に向けた取組の進め方についてです。

市立札幌病院は、地域医療を支える中核的な病院であります。建築から30年以上が経過し、老朽化が進み、今後も機能を維持するためには再整備が避けられない状況にあります。しかしながら、現在、世界的な物価高騰や人件費の上昇に

よって再整備にかかる費用も大幅に増加することが見込まれるところです。

こうした中で、再整備を進め、これからも地域医療を守り続けていくために、まずは、厳しい経営状況を改善し、持続可能な経営基盤を構築することが必要であると、我が会派では以前から指摘をしてきたところです。

令和8年3月に策定された市立札幌病院中期経営計画2025においては、救急車等搬送件数や手術件数などの増加、委託費、材料費といった経費の抑制など、収支の改善に関する取組が掲げられているほか、医療DXの対応やデジタル技術の活用による業務効率化、さらには、医療資源の最適化の観点での病床機能、病床数の最適化の検討など、多岐にわたる取組を行うこととされております。これらは持続可能な病院経営に不可欠であることから、今後はこれらの取組をどのように着実に進めていくかが重要になってまいります。中でも、今後の医療の需要と供給のバランスや患者のニーズを見極めつつ、必要に応じて病床数の削減による最適化を進めることは、全国的にも検討が進められており、効率よく運営できる体制に再構築する上でも重要な取組の一つだと考えております。

国も、令和7年度補正予算等において、病床数適正化に関する緊急支援事業の予算措置を行い、各医療機関が効率的な医療供給体制を整備することを後押ししており、こうした制度も積極的に活用することが効果的と考えます。

そこで、質問ですが、市立札幌病院の経営改善に向けて、病床数の最適化を含め、計画に掲げる様々な取組をどのように進めていく考えなのかを伺います。

7点目は、札幌市雪対策審議会などでの検討を踏まえた今冬の雪対策についてです。

札幌市では、現在、札幌市雪対策審議会等を設置し、持続可能な雪対策の在り方について多角的な検討を進めております。気候変動による大雪や

急な暖気に伴うざくざく路面の頻発のほか、長期的には少子化による従事者の不足など、雪対策を取り巻く環境は厳しさを増しており、中長期的な視点での抜本的な見直しが必要となっております。

しかし、新たな除排雪体制へ移行するためには、市民の理解はもとより、現場を最前線で支えている除排雪事業者の皆様の理解と協力が不可欠で、事業所の皆様から寄せられる切実な要望や声をしっかりと議論の過程に反映させることが重要であります。

一方、中長期的な制度設計の検討が進む中、市民や事業者が直面するのは、目の前に迫る今冬の雪対策です。審議会等でのこれまでの議論や、昨冬の緊急排雪から得られた教訓を来るべき今冬の対策にどう生かしていくのか、多くの方が高い関心を持っているところです。

昨冬は、記録的な大雪により生活道路の緊急排雪を実施しましたが、事前の日程が示されず、多くの市民に混乱を招きました。また、この大雪により、清田区や厚別区等で予定をされていた生活道路除排雪の新たな手法に関する試験施工も、やむを得ず中止となりました。将来に向けて持続可能な制度を構築するためには、こうした新たな手法への取組を改めて実施し、実践を通じて課題を洗い出していくことが必要と考えます。

そこで、質問ですが、現在進められている雪対策審議会等の議論や現場を支える事業者の声を踏まえて、今冬的生活道路の除排雪対策について、どのような取組を行っていく考えなのか、見解を伺います。

次に、活力あるまちづくりについて、4点伺います。

1点目は、札幌市とDMOによる観光地経営についてです。

我が国の観光を取り巻く環境は、令和7年の訪日外国人が過去最高となる4,200万人を突破するなど、急速な需要の高まりを見せる一方で、特定

の地域や時期への集中によるオーバーツーリズムが地域住民の生活環境や自然環境に影響を及ぼす事態も生じるなど、観光の持続可能性が問われる大きな転換期を迎えております。

こうした中、国においては、先般、第5次観光立国推進基本計画が閣議決定され、観光を日本経済を牽引する戦略産業と位置づける一方で、これまでの単なる来訪者数の拡大から質の向上、そして、インバウンドと住民生活の質の両立を打ち出しております。これは、観光客の増加が招く国民生活への影響や地域事業者が抱える不安に正面から向き合い、その解消を観光施策の前提に据えるとともに、観光客を受け入れる地域が観光によってどのような恩恵を受けているのか、そのメリットを明確にして地域に確実に還元していくことが、持続可能な観光地づくりには不可欠であると位置づけたものであります。

本市においても、観光は地域経済を支える重要産業であり、本年4月から本格稼働したDMOには、戦略的な観光地経営の司令塔として地域を牽引する役割が期待されております。現在、札幌観光協会において策定が進められている観光地経営戦略は、まさにこの国の政策転換に対応するものであり、単に誘客手法の検討にとどめることなく、データの活用によって地域の稼ぐ力を最大化させ、その成果が市民生活の豊かさや札幌の誇りを高めることにつながる具体的な戦略となることが求められております。

こうしてDMOが本格稼働し、新たな戦略の策定が進む中、市民が恩恵を実感できる持続可能な観光都市の実現に向けては、札幌市とDMOの連携が不可欠であると考えます。

そこで、質問ですが、札幌市は、DMOとともに観光地経営をどのように進めていくのか、伺います。

2点目は、国の次期スポーツ基本計画を見据えたにぎわいの創出についてです。

現在、国においては、地域経済の活性化に向

け、スポーツを地方創生やまちづくりの推進力、さらには都市の経済成長に寄与する力として、シフトチェンジする動きが加速をしております。令和7年度のスポーツ基本法の改正や、スポーツ施策の基本的な指針となる第3期スポーツ基本計画の中間評価においても、スポーツによる地域振興やスポーツツーリズムの推進が打ち出されているところです。

こうした流れを受けて、現在、令和9年度から始まる次期第4期スポーツ基本計画の策定に向けた議論が本格化をしており、楽しさや健康づくりといったスポーツ本来の豊かな価値にとどまらず、地域経済に好循環をもたらす力として活用していく視点が重視をされております。

人口減少や厳しい財政状況が続くこれからの時代においては、スポーツが持つ集客力や魅力を、観光分野との相乗効果を図るなどして、まちのにぎわい創出へとつなげていく視点が求められていると考えます。

札幌は、豊富な雪と都市機能が調和する恵まれた環境に加え、六つのスキー場や大倉山ジャンプ競技場など、ほかに類を見ないスポーツ資源を有しております。また、冬季オリンピック開催都市として様々な国際大会を成功させてきた実績も併せ持つ世界屈指のウィンタースポーツ都市であり、このポテンシャルを最大限に生かすことで地域経済に大きな波及効果をもたらすことが期待できます。

そこで、質問ですが、国の次期スポーツ基本計画の議論を見据え、スポーツを活用したにぎわいの創出について、今後の方針を伺います。

3点目は、民間主導によるアリーナの評価と官民連携の取組についてです。

近年、全国的に民間主導のアリーナ整備が進んでおり、令和6年10月に開業した長崎スタジアムシティでは、競技施設単体ではなく、オフィスやホテルを融合させ、日常的な集いの場として定着をしております。我が会派では現地を視察してま

いりましたが、施設のハード面のすばらしさはもとより、官民が連携してスポーツ観戦後のまち中回遊を促すシャトルバスの運行や、アリーナを活用した子ども向けスポーツ体験教室の場を創出するなど、ソフト施策の充実が図られ、施設の持つ価値を最大限に引き出している点が極めて印象的でございました。こういった民間ノウハウと行政のバックアップがうまく連動し、初年度には485万人の来場実績を上げ、以来、好調な推移を見せていることは、大変注目に見えます。

本市においても、民間主導によるアリーナ整備の構想が報道されておりますが、この構想が実現した場合、長崎市の事例のように官民連携でソフト施策の充実を図ることは、本市のスポーツ振興のみならず、まちの魅力を一層高める絶好の機会と考えます。

そこで、質問ですが、民間主導によるアリーナ整備に対する評価、加えて、施設のポテンシャルを引き出すためのソフト面での官民連携についての考えを伺います。

4点目は、真駒内駅前地区における事業化に向けた民間活力の活用についてです。

現在進められている真駒内駅前地区のまちづくりは、本市で最も高齢化が進行し、人口減少という大きな課題に直面する南区において、地域の活力を維持、再生させるための鍵を握る極めて重要なプロジェクトであり、ひいては札幌市全体の人口減少対策にも資する取組だと考えております。

また、札幌のまちづくりは、既にまちが形成されている地域での開発が多く、行政として、既にその地域で生活をされている市民や企業の声に耳を傾けながら進めていくことが必要であり、官民連携によるまちづくりの推進が不可欠であると考えます。

このような状況も踏まえ、私は、この真駒内駅前地区のまちづくりのうち、特に駅直近に位置するA街区の開発をより実りのあるものとするべく、これまで政務調査活動として観光・交通事業

者など地元の方々との対話を重ねてまいりました。

その結果、調査報告を作成させていただき、その調査報告の中では、真駒内駅前を南区の豊かな観光資源の玄関口としての役割、いわゆる観光ハブとして機能強化することで、真駒内駅の利用者増加につなげるとともに、観光客の南区内への回遊を促す新たな人の流れを南区全体へと波及させていくことや、地元の意欲ある事業者がA街区の開発事業者と連携をして取り組むまちづくりなど、民間の自由な発想を最大限に生かす視点を盛り込んだところです。

真駒内駅前地区まちづくり計画では、民間施設内へのバス待合スペースなど公共的機能の整備が示されておりますが、これらを着実に具体化し、また、持続可能なにぎわいのあるまちづくりを実現するためには、民間活力を最大限に活用し、例えば真駒内駅直結のホテルを整備するなど、計画のさらなるレベルアップが必要との思いで、私は、昨年の決算特別委員会において、民間の専門性の高い知見を生かし、計画にさらに磨きをかける必要性を訴えました。

市側からは、札幌市のまちづくりにおいて初めての導入となる事業化検討協力者の取組について答弁をいただいたところです。この事業化検討協力者は、民間事業者との継続的な対話を行い、民間の創意工夫を公募条件の検討段階から柔軟に取り入れようとするもので、真駒内地域はもちろんのこと、ほかの様々な地域でのまちづくりにも応用できる取組として大変期待をしているところです。

事業化検討協力者は、本年2月に募集を開始し、6月中をめどに選定が行われる予定と伺っております。選定後は、事業化検討協力者との対話を重ね、具体的な検討が進んでいくことと思いますが、地域にとって何がメリットであるかを的確に把握し、実現性の高い事業となるよう、しっかりとした公募条件を設定することが重要と考えま

す。

そこで、質問ですが、事業化検討協力者の協力を通じてA街区の開発事業者の公募条件をどのように整理していくのか、伺います。

次に、誰もが安心して移動できる交通環境づくりについて、2点伺います。

初めに、様々な輸送手段を有する団体等との連携についてです。

昨今、運転手不足に起因した路線バスの廃止や減便が続いており、札幌市の公共交通ネットワーク全体の維持が大きな課題となっております。公共交通の多くは民間事業者によって運行され、民間事業者による経営が難しい場合には、公的機関が関与するという手法で運営されてきましたが、こうした仕組みももはや限界に来ているのではないのでしょうか。

持続可能な都市モビリティ計画、いわゆるSUMPを策定している欧州では、公共交通は、都市の持続可能性、住民のウェルビーイング、環境負荷の軽減、経済の活性化などにもつながるものとして重視をしており、公共サービスとして公的機関と多様な関係者がそれぞれのデータを共有しながら一体的に支えていく形が定着をしております。

例えば、フランスなどでは、地域の様々な団体が参加し、過疎化の進む地域では交通ネットワークを確保する取組が進んでいるほか、病院送迎など様々な移動手段を公共交通網の一部に取り込んで活用しております。こうした事例に学び、これからは輸送手段を有する地域の様々な団体などとも連携していくことが重要と考えます。

国内でも幾つか事例が見られるようになっており、例えば、千葉県我孫子市では、自動車教習所や病院などの送迎バスの空席を活用して、高齢者の方などが買物などに利用できる取組を実施し、多くの市民が利用をしております。

国においても、このような一定の輸送手段を有する団体と連携していくことの重要性を認識して

おり、市町村が連携・協議を図るべく、地域の関係者として、教育、文化、医療、商業等の施設の利用者向け送迎サービスを提供する者を追加する方向で法改正に向けた動きが進んでおります。

そこで、質問ですが、こうした状況を踏まえて持続可能な公共交通ネットワークを構築していく上で、札幌市として様々な輸送手段を有する団体等と連携を図るべきと考えますがいかがか、伺います。

次に、自転車利用者に対する世代に応じた交通ルールの周知についてです。

令和8年4月1日に改正道路交通法の一部が施行され、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されましたが、このことについて、町内会など市民の皆様から多くの声が我が会派に寄せられております。どのような場合に違反となるのか、世代間の立て分けが分からない、季節や天候の影響はどう扱われるのかといった不安の声を聞くことが少なくありません。

今回の法改正では、罰則項目が113と多岐にわたり、市民がその全てを正しく理解することは極めて困難だと感じております。例えば、自転車は車道通行が原則ですが、例外としては、13歳未満の児童、70歳以上の高齢者及び一定の身体障がいを持つ方は歩道通行が認められております。また、道路工事や連続した駐車車両等のため、車道の左側を通行することが難しい場合や、著しく自動車の交通量が多い、または車道の幅が狭いなどの、通行すると事故の危険がある場合など、やむを得ないと認められるときについても歩道を通行することができることとされております。

しかし、報道等では青切符の交付や反則金といった罰則面ばかりが強調されていることから、こうした詳細な例外規定を知り得ない真面目な市民ほど、危険を冒してでも車道を走らなければならないと思い込み、かえって危険な状況を招くおそれもあるのではないかと懸念をしているところです。特に、判断能力が発達段階にある子ども

や、身体機能の変化を自覚されている高齢者に対しては、単に一律の広報を行うのではなく、それぞれの世代の特性や生活実態に即したルール of 理解を促すことが不可欠であると考えます。

そこで、質問ですが、4月1日の改正道路交通法施行を受け、札幌市として、子どもや高齢者など世代別にどのように交通ルールの周知を図っていく考えかを伺います。

次に、希望ある心豊かな社会の構築について、3点伺います。

1点目は、若者のまちづくりへの参加の取組についてです。

都市の活力を生み出すには、将来を担う若者がまちづくりに積極的に参加することが重要だと考えます。とりわけ、若者がまちに愛着を持ち、まちづくりの担い手となっていくには、若いときから自分事としてまちづくりを捉え、考え、行動することが重要であり、行政はその下支えをしていくことが必要であると考えます。

その観点で、私は、令和4年第4回定例市議会にて、当時策定中の第2次まちづくり戦略ビジョンの推進に当たって、まちづくりに主体的に参加する若者が増えて、若者と行政、地域が協働するまちを目指すべきだと質問したところ、様々な立場にある若者に積極的にアプローチをし、対話に重きを置いた取組を推進するとの答弁をいただき、その後、札幌市でも大学と連携したプロジェクトなどが着実に進められているところでございます。

一方、他の自治体の取組に目を移すと、例えば、長崎市においては、人口減少の危機感を若者と共有するため、15歳から34歳のメンバーで構成するながさき若者会議を立ち上げ、長崎の未来像を語り合い、この未来像に向けたアクションを実際に動かす仕組みを整備するなど、より積極的に若者の声を仕組みとして形にした自治体もあると伺っております。

この世代は、政治やまちづくりには無関心のよ

うに見えても、例えば、興味のあるイベントや関心事には積極的に声を上げるケースが多いとも聞いております。若者の発想を生かして、自分が住むまちの将来設計を議論する機会を仕組みとして設けるなど、対話に重きを置いた取組から一歩先に進めることで、自分事としてまちづくりを捉える若者が増え、それが、住みたいまち、働きたいまちとして札幌が選ばれることにつながるのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、若者のまちづくりへの参加のさらなる促進に向け、今後どのように取組を進めていく考えかを伺います。

2点目は、あらゆる方々が参加できる文化芸術活動についてです。

障がいの有無にかかわらず、全ての国民が文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう、我が党が主導して制定した障害者文化芸術活動推進法が施行されてから8年余りが経過し、障がいのある方の文化芸術活動を後押しする様々な取組が展開されております。

本市においては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023で、文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまちという基本目標を掲げ、子どもや障がいのある方などの文化芸術の鑑賞や活動へのサポートに取り組んでおり、こうした取組により、一人一人が生きがいと喜び、そして安心と希望を持って暮らせる共生社会の実現につながるものと考えているところであります。

本年3月、札幌交響楽団によるユニバーサルコンサートというイベントが本市で初めて開催されました。私も伺わせていただきましたが、このコンサートは、従来の鑑賞マナーを緩和して、声出しが可能で自由に入退場できるといったインクルーシブな公演形式であり、視覚や聴覚の障がいに対するサポートや補助犬同伴も可能とするなど、運営体制を整えて、障がいのある方や小さなお子さん連れの方など、誰でもそれぞれのスタイ

ルで音楽を堪能できる、まさに包摂的なコンサートでした。

このような、年齢、障がいの有無、国籍などの垣根がない、すばらしいイベントを一過性のものとしてはならず、文化芸術をかけ橋とした共生社会を実現するために、市民の誰もが様々な文化芸術活動に参加し、共に楽しむことができるような場を増やしていくことが重要と考えます。

そこで、質問ですが、障がいの有無や年齢等にとらわれず、あらゆる方々が気兼ねなく参加できる文化芸術活動の機会の創出について、どのように取り組んでいかれるのかを伺います。

最後に、共生社会の実現に向けた教育について、2点伺います。

1点目は、自分と他者を大切にする子どもの育成についてです。

本市では、いじめ防止対策推進法の施行以来、いじめの重大事案に該当する事案がないか、本年1月から点検を実施し、学校から報告された事案が20件あったことが大きな話題となりましたが、精査の結果、そのうち3件を重大事態として調査する旨、先週、教育委員会から公表があったところです。

事案が深刻化していたり、事実関係が複雑化していたりすることから、重大事態に該当するかどうかの判断をすることは容易ではないと十分に理解はしているものの、被害を受けた児童生徒や保護者のことを考えると、調査を行うまでに時間がかかっておりますので、当該のご家庭への配慮を最優先としていただきたいと思います。

また、この公表に併せて、札幌市におけるいじめの調査及び調査結果の公表に関するガイドラインの策定についても教育委員会から公表がありました。今後は、この新たなガイドラインに基づいた取組により事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を防ぐなど、いじめの対応がしっかりとなされるよう期待をしております。

いじめが起こったときの対応が大事なのもち

ろんのことですが、そもそもいじめを未然に防ぐということがいかに大切かを考え、我が会派では、さきの予算特別委員会において、いじめの未然防止教育について質問をし、道徳科を中心とした実践的な研究の成果について答弁があったところです。

共生社会の実現に向けては、学校教育が果たすべき役割は極めて大きく、学校という多様な個性が集まる場において、いかにして他者の痛みを想像して、個性の違いを価値として認め合える、共生の心とも言える非認知能力を育むかが問われております。非認知能力を育てていくことが、結果として、いじめの未然防止につながるものであり、道徳教育を核として自分と他者を大切にする子どもを育てていくことが、学校教育においても大切であると考えております。

そこで、質問ですが、自分と他者を大切にする子どもを育てていくために、どのような教育活動を推進していくのかを伺います。

2点目は、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実についてです。

我が会派では、令和6年第1回定例市議会の予算特別委員会において、学校教育における帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の重要性に関して質問をし、一層の推進を図ることを要望していたところです。

それから2年たった現在、札幌市の外国人の住民の数は過去最多を更新し、それに伴い、札幌市立の学校で学ぶ外国籍の子どもや、日本国籍を有していても日本語の指導が必要な帰国子女など、外国につながる子どもも増加をしてきております。本市においても、日本語指導に知見を有するボランティアを学校に派遣し、指導のサポートを行ったり、子ども同士や教職員とのコミュニケーションが円滑に図られるよう翻訳機を貸出しするなど、既に様々な取組を進めていると承知しております。

国で行われている外国人児童生徒等の教育の充

実に関する有識者会議においては、日本語指導補助者や母語支援員を学校の教員として位置づけることが議論されており、近い将来、このような人材が国によって制度化された場合には、札幌市としても支援の拡充の一つの方策として積極的に登用すべきであると考えております。

現在、札幌市では、公立学校に就学を希望する外国につながる子どもは、たとえ日本語がほとんど理解できない状況であっても、地域の学校に通い始め、文化も風習も違う環境で心細く学校生活をスタートさせると聞いております。

一方、日本語指導を必要とする子どもが多い大阪市や名古屋市、浜松市においては、プレクラスやプレスクールなどと呼ばれる施設が設置されており、来日直後は、まずここに通い、日常生活に必要な最低限の日本語や日本の学校生活等について理解をし、その後に地域の学校に就学することでスムーズに学校生活をスタートさせることができるということです。

札幌市においても、現状の指導体制に満足することなく、今後の帰国・外国人児童生徒等の増加を見越して、さらなる日本語指導体制の充実に向けた取組を進めるべきであると考えます。

そこで、質問ですが、今後の札幌の一層の国際化を見据え、帰国外国人の子どもが日本の学校で学ぶ意義をどのように認識し、今後の日本語指導の在り方をどのように考えているかを伺います。

以上で、私の質問の全てを終わります。ご清聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

〇副議長（村上ゆうこ） 答弁を求めます。

秋元市長。

〇市長（秋元克広） 全体で大きく4項目にわたり、ご質問をいただきました。私からは、1項目めの私の政治姿勢についての7点、お答えをさせていただきます。その余のご質問に対しましては、担当の天野副市長、山本副市長、加藤副市長、教育長からお答えをさせていただきますの

で、よろしくお願いいたします。

大きな1項目めの私の政治姿勢についてのまず1項目め、中東情勢の緊迫化による経済活動への影響についてお答えをいたします。

燃料価格の高止まりによる運輸をはじめとする事業者の経営への圧迫に加え、流通の目詰まりに伴う資材、部材の納入遅延など、札幌市の地域経済に多大な影響を及ぼすおそれがあるものと認識をしております。

まずは、現在進めております物価高への対策を迅速かつ着実に実施するとともに、状況が刻一刻と変化する中でも、北海道や経済団体など関係機関と緊密に連携をし、市内事業者を取り巻く実態を把握してまいります。

事態の長期化が懸念をされますことから、あらゆる機会を捉えて国に対して地域の実情を訴えるなど、事業者の活動に支障が生じないよう全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、2項目めの平和への願いの継承についてであります。

国際情勢が不透明さを増す中、平和都市宣言を掲げる札幌市において、平和の尊さを次世代へつなぎ、伝えていくということは、かつてなく重要であると認識をしております。

これまで、札幌市では、小・中学校などへの被爆体験の語り部派遣や、児童生徒による平和訪問団派遣、戦争体験インタビュー映像の保存、公開などにより、記憶の継承に努めてきたところであります。今後も、若者の関心を高める企画や高校生による朗読劇など、若者の主体的活動への支援、次世代への継承を応援する企業との連携などを通じ、平和の尊さを共有し、つなげていく取組を着実に進めてまいります。

次に、3項目めの誰もが自分らしく安心して暮らせる共生のまちづくりに向けた取組についてお答えをいたします。

差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる社会の構築は、札幌市

の持続的な発展に不可欠なものであり、つながるさっぽろ条例の施行1年を経て、その理念を具体的な行動へと移す実践段階に向かいつつあると認識をしております。

今後、共生のまちづくり委員会において、委員が互いの専門的背景を相互に理解する場を設けることで、掘り起こされた現場の取組や生きた知見を他分野へ応用、展開させるなどし、条例、ひいては関連施策の実効性を高めてまいります。

あわせて、若者は、他者との違いを受け入れる柔軟さを持つ傾向がありますことから、また、共生のまちづくりの原動力でありますことから、教育機関などとの連携により、多様な価値観に触れながら、次を担う世代が自ら考え、共生社会の実現に向けて実践できるよう取り組んでまいります。

次に、4項目めの持続可能な財政運営の観点で守るべき水準の考え方についてお答えをいたします。

持続可能な財政運営を行うためには、災害などの突発的な財政需要に対応する余力を一定程度確保するとともに、札幌市として、引き続き自立した市政運営を行っていくための財政の健全性を維持していくことが重要であると考えております。

このような考え方を踏まえ、当面の目標として、まず、突発的な財政需要への対応の観点からは、財源不足の補填のための基金、いわゆる財政3基金の残高を100億円以上維持することが必要と認識をしております。

また、自立した市政運営の観点からは、財政の健全性を判断する指標の一つである実質公債費比率について、市債の発行に総務大臣の許可が必要となる18%という基準よりも低い水準を維持することが必要であると考えております。

これら2点が現時点での最低限守るべき水準と考えており、この水準を守るためには、民間外部資金の活用はもとより、事業見直しにも果敢に取り組む必要があるものと認識をしております。

次に、5項目めのGX/AI金融・資産運用特区の取組に係る市民理解の促進についてであります。

GX/AI金融・資産運用特区の取組につきましては、将来を見据えて重点的に進めるものであり、市民の皆様はその意義を十分にご理解いただくためには戦略的な広報が重要だと認識をしております。

まずは、市民の中でも将来的に道内のGX産業に携わる可能性が高い若年層に焦点を当て、大学等と連携をしたセミナーや講座の開催に注力する考えであります。加えて、幅広く市内企業や市民の理解を得るため、Team Sapporo-Hokkaidoの構成機関と連携をした機運醸成イベントの開催などの取組も展開してまいります。GX関連を中心とする国内外からの良質な投資の呼び込みにより、新たな産業や雇用の創出に結びつけるGX/AI金融・資産運用特区の取組の意義を多くの方にご理解いただけるよう取り組んでまいります。

次に、6項目めの市立札幌病院の経営改善に向けた取組の進め方についてであります。中期経営計画で定めた令和11年度の経常収支黒字化に向け、昨年度、院内に経営改善本部会議を立ち上げ、外部コンサルタントの支援も得ながら、職員一丸となって取組を着実に進めているところであります。

具体的には、救急受入れ体制の強化や地域医療連携による紹介患者の受入れ強化等を通じて病床稼働率を着実に向上させるとともに、各種委託業務の仕様の簡素化等を図り、費用を抑制することなどを想定しております。また、病床数の最適化による業務効率化につきましては、近年の患者数や病床稼働率、将来的な地域医療のニーズを踏まえ、さらには、国の支援措置の活用可能性ということも考慮しながら、当面は患者の受入れに影響を及ぼさない範囲で具体的な検討を進めてまいります。

次に、7項目めの札幌市雪対策審議会などでの検討を踏まえた今冬の雪対策についてお答えをいたします。

審議会の議論では、持続可能な除排雪体制の構築に向けて、市民や事業者の理解や協力が重要であること、また、多様な道路条件下で作業手法の検証を行う必要があるとの意見をいただきました。これを受け、今冬の試験施工は、降雪量や地形などの地域特性のほか、昨冬の状態も踏まえ、事業者の体制も考慮しつつ、実施する地域や路線の選定を進めているところであります。

今後は、昨冬の緊急排雪の結果を検証の上、事業者の意見も踏まえた効率的な作業手法などを検討し、市民の納得感が得られる生活道路の新たな除排雪手法を構築していく考えであります。

私からは、以上です。

○副議長（村上ゆうこ） 天野副市長。

○副市長（天野周治） 私からは、大きな2項目め、活力あるまちづくりについての4点目、真駒内駅前地区における事業化に向けた民間活力の活用について、大きな3項目め、誰もが安心して移動できる交通環境づくりについての1点目、様々な輸送手段を有する団体等との連携について、大きな4項目め、希望ある心豊かな社会の構築についての1点目、若者のまちづくりへの参加の取組についての3点についてお答えをいたします。

まず、大きな2項目め、活力あるまちづくりについての4点目、真駒内駅前地区における事業化に向けた民間活力の活用についてでございますが、公募条件の整理に当たりましては、民間事業としての実現性を検証するとともに、地域の声を的確に反映することが重要であり、事業化検討協力者には、これを確実なものとするため、知見を発揮していただくことを期待しております。

そのため、複数者を協力者として選定し、それぞれの観点から事業計画を検討していただくとともに、観光や交通などの事業者等との対話の場にも参加を求める考えでございます。

こうしたプロセスを経まして、今年度末を目途に公募条件を適切に設定し、その後、速やかに開発事業者の公募手続を始める予定でございます。

次に、大きな3項目め、誰もが安心して移動できる交通環境づくりについての1点目、様々な輸送手段を有する団体等との連携についてでございます。

札幌市内におきましても、企業や病院等が独自に送迎バスなどを運行する事例が見られることから、バス路線の廃止、減便が続く中、これらを新たな輸送資源として活用する可能性はあると考えられるところでございます。

一方で、これらの輸送資源の活用に当たりましては、送迎バス等の輸送能力と利用者ニーズがマッチすることに加え、運行の安全確保や費用負担の在り方など、様々な検討が必要になると認識をしております。

このため、他都市の先行事例を参考にしつつ、路線バスの再編の動向や、地域の実情に応じて様々な輸送手段を持つ団体等との連携の在り方を検討してまいります。

次に、大きな4項目め、希望ある心豊かな社会の構築についての1点目、若者のまちづくりへの参加の取組についてでございます。

若者が持つネットワークや多様な価値観を生かし、札幌のまちの将来像や地域課題の解決などへの議論に若者自身が主体的に参加できる機会を設けていくことは、都市の活力をより高め、持続可能なまちづくりに寄与するものと認識をしております。

このため、第2次戦略ビジョン策定後、高校生等からまちづくりの提案を受け、反映する取組や、大学等の学生団体と地域団体とが協働して地域課題の解決に取り組む事業を実施するなど、若者のまちづくりへの参加に取り組んでいるところでございます。

今後とも、これらの取組を継続するとともに、多様な主体との連携強化や、より幅広い世代の若

者が参加できる機会の促進などにより、若者の力を生かしたまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上ゆうこ） 山本副市長。

○副市長（山本健晴） 私からは、大きな3項目め、誰もが安心して移動できる交通環境づくりについての2点目、自転車利用者に対する世代に応じた交通ルールの周知について、そして、大きな4項目め、希望ある心豊かな社会の構築についての2点目、あらゆる方々が参加できる文化芸術活動についてお答えいたします。

まず、大きな3項目め、誰もが安心して移動できる交通環境づくりについての2点目、自転車利用者に対する世代に応じた交通ルールの周知についてであります。

今回の法改正を受け、昨年度より交通ルールの周知を重点的に行う中、特に、高齢者に対しては、身体機能の変化に対する自覚を促すとともに、歩道走行時のルールや高齢者の事故の傾向等に関する知識の普及に努めております。一方、子どもに対しては、全小学校での交通安全教室や中・高生への啓発冊子の配付など、学校教育の場を通じて段階的な指導、周知を行っており、さらに、スタントマンにより交通事故を再現する体感型の交通安全指導を一部の高校でも実施しているところであります。

札幌市としては、誰もが安心して自転車を利用できるよう、引き続き、丁寧に各世代の特性に合わせた交通ルールの周知に努めてまいります。

大きな4項目め、希望ある心豊かな社会の構築についての2点目、あらゆる方々が参加できる文化芸術活動についてであります。

札幌市では、誰もが文化芸術に触れられる環境を充実させることで、多様な価値観が尊重され、創造的な活動の広がりにもつながると考えており、文化芸術基本計画で誰でも芸術に親しめる環境の整備を重点取組事項に位置づけて推進してお

ります。具体的には、ユニバーサルコンサートを開催しているほか、楽器に直接触れて音の振動を感じるなど、障がい特性に応じた多彩なプログラムを展開する音楽ワークショップなどにも取り組んでいるところであります。

今後も、引き続き、年齢や障がいの有無にかかわらず、文化芸術に親しむことができる機会の充実を図り、誰もがその個性や能力を認め合う共生社会の実現を文化芸術の力で推し進めてまいりたい、このように考えております。

私からは、以上です。

○副議長（村上ゆうこ） 加藤副市長。

○副市長（加藤 修） 私からは、大きな項目の2点目、活力あるまちづくりについての1点目、札幌市とDMOによる観光地経営について、2点目の国の次期スポーツ基本計画を見据えたにぎわいの創出について、3点目の民間主導によるアリーナの評価と官民連携の取組についてお答えを申し上げます。

まず、札幌市とDMOによる観光地経営についてでございます。

札幌の観光を持続的に発展させていくためには、戦略的なプロモーションによりインバウンドの誘客を強化するとともに、市民生活の質を確保していくことが重要であると認識してございます。

DMOが策定する観光地経営戦略では、データに基づくマーケティングを基本に、観光による地域全体への経済波及効果の最大化や、観光の振興と地域住民の幸福度、豊かさの両立を重点的な取組の方針として位置づける予定でございます。

札幌市といたしましては、DMOと目的意識を共有いたしまして、観光事業者とも緊密な連携を図りながら、総観光消費額1兆円の目標達成に向けまして、国内外の観光客に選ばれる持続可能な観光都市としての発展を目指してまいります。

次に、国の次期スポーツ基本計画を見据えたにぎわいの創出についてでございます。

国の次期計画の議論において、スポーツの持つ力を経済成長へとつなげる視点が重視されていることは、札幌市が目指すスポーツによるにぎわいあふれるまちの実現を加速させる大きな好機であると捉えているところでございます。この好機を確実に捉えまして、札幌の豊富なスポーツ資源を生かし、国際大会の戦略的な誘致に加え、プロスポーツチームとの連携をさらに強化することで、国内外からの誘客と滞在期間の延長を促し、地域経済への波及効果を拡大していく考えでございます。

今後、国の議論を最大限に生かしまして、スポーツの持つ力を都市のさらなる成長へと着実に結びつけてまいります。

次に、3点目の民間主導によるアリーナの評価と官民連携の取組についてでございます。

近年、全国的に、スタジアムやアリーナを単一の競技施設にとどめず、周辺の商業施設やオフィスなどと連携し、まちの活性化を図る動きが広がっています。国の次期スポーツ基本計画においても、推進に向けた議論が行われているところでございます。こうした中、民間主導によるアリーナの整備の検討は、札幌市のスポーツ振興につながるとともに、都市の魅力をさらに高めるものとして期待を寄せているところでございます。

今後、民間事業者との対話を重ねる中で、アリーナが有する機能と札幌市の施策との相乗効果を図ることができるよう、行政としての役割や官民連携の在り方につきまして検討を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上ゆうこ） 山根教育長。

○教育長（山根直樹） 私からは、大きな4項目め、希望ある心豊かな社会の構築についてのうちの三つ目、共生社会の実現に向けた教育についてお答えをいたします。

まず、1点目の自分と他者を大切にする子どもの育成についてでございますが、札幌市が掲げる全

ての子どもを包摂し、多様性を生かす教育、これを実現していくためには、道德教育を中心として、生命尊重や他者への思いやりといった豊かな心の育成を図っていくことが重要と認識しております。

そのため、各学校においては、子どもの発達の段階に応じ、小・中のつながりを意識した道德科の実践や、学級活動、学校行事などの体験活動を積み上げ、子どもが自己を見詰め、多角的に物事を考える基盤を育んできたところであります。

一方で、いじめが複雑化する状況にあつては、子どもの様々な体験を通して、自分や他者を大切にする生き方への関心をさらに高め、主体的に行動する意欲と態度につなげていくことが求められております。

今後は、異なる学年や地域など、多様な人の価値観に触れる機会を増やすとともに、学校や社会の課題に自ら問いを立て、議論し、自分なりの答えを導き出す問題解決型の道德科を展開していくことで共生社会のつくり手の育成を図ってまいります。

2点目の帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実についてであります。外国につながる子どもが日本語を習得し、日本の文化や習慣等への理解を深めることは、子どもの健やかな成長はもとより、多様性を認め合い、共生の心を育む上でも重要であると認識をしております。

教育委員会では、これまでも、日本語指導の知見を有する指導協力者を学校に派遣する事業などを通じて、子どもが安心して学ぶことができる環境づくりを進めてきたところであります。

近年、外国から札幌に移住し、長期間、札幌に居住する子育て世帯が増えていることから、来日直後の子どもへの手厚い支援や、将来の生き方を見据えたきめ細やかな進路指導などが一層必要となります。今後は、現在進んでいる国の議論も注視しつつ、他都市の先進事例も参考にしながら、外国につながる子どもも含めた全ての子どもが自

分のよさや可能性を認識し、多様性を認め合うことのできる教育の充実に努めてまいります。

私からは、以上です。

○副議長（村上ゆうこ） ここで、およそ30分間休憩します。

休 憩 午後 2 時 11 分

再 開 午後 2 時 45 分

○議長（長内直也） これより、会議を再開します。

代表質問を続行します。

長屋いずみ議員。

（長屋いずみ議員登壇・拍手）

○長屋いずみ議員 私は、日本共産党を代表し、市政の重要課題について、順次、質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢についてです。

質問の第 1 は、憲法 9 条改正と予備自衛官等兼業特例法案についてです。

1 点目は、憲法 9 条改正についてです。

日米首脳会談で、高市首相は、ホルムズ海峡への艦船派遣を求めるトランプ大統領に対し、憲法 9 条の制約があると説明されています。

首相は、当初、国会で首脳会談の詳細なやり取り、自衛隊や艦船を派遣する歯止めとなった 9 条の役割を語ることが避け、一方で、4 月の自民党大会では 1 年をめどに改憲発議を目指すと表明するなど、改憲の必要性を強力にアピールしてきました。いわゆる自民党 4 項目の条文イメージでは、9 条 1 項及び 2 項の戦力不保持、交戦権の否認の条文と解釈は変えず、新たに 9 条の 2 を追加し、内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を明記するものです。

こうした 9 条改憲は、集団的自衛権の行使、多国籍軍への参加といった安保法制に基づく活動について、憲法違反ではないとされ、9 条 2 項の空文化、死文化につながり、自衛隊の海外での武力

行使に道を開くことになりますが、市長はどのように認識されているのか、伺います。

2 点目は、予備自衛官等兼業特例法案についてです。

自衛官の定員割れが続き、予備自衛官も含めて充足率が不足する中、4 月に国家・地方公務員等を予備自衛官として招集しやすくするために手続を大幅に緩和する法案を閣議決定し、国会に上程されました。予備自衛官等になる際に、任命権者である市長から兼業許可を得れば、それ以降は、所属長の判断もなく、職務専念義務が免除され、許可が不要になります。

しかし、これは、単に、公務員が兼業の場合に招集に応じやすくするための環境整備、事務手続の緩和という問題ではありません。地方公務員法の職務に専念する義務が適用されず、有事となれば、地方公務員として働く予備自衛官が必然的に招集に応じる義務が生じます。憲法が規定する公務の上に自衛官としての任務を置き、国家による命令に、事実上、自治体を従わせるものとなります。こうした法案を、全国知事会や市長会、町村会などと協議もせず、提出しています。

札幌市民の人口当たりの職員数は政令指定都市の中でも少ないと言えますが、職員の人的体制が不十分な中で、職場にも余裕がない中、招集に人員が割かれるならば、本来業務の遂行に支障を及ぼし、住民サービスの低下につながるおそれも出てきます。

予備自衛官等の継続的、安定的な確保という法案の目的から、自治体職員に対し、予備自衛官等候補に志願する取組を推奨する懸念や、繁忙期や災害対応時など業務に支障がある場合であっても、任命権者が職員の離脱を制限することができなくなる可能性があります。市長としてどのように問題を認識されているのか、伺います。

質問の第 2 は、北海道新幹線延伸工事についてです。

財務省の諮問機関である財政制度等審議会は、

4月23日、北海道新幹線の新函館北斗－札幌間について、費用便益比、すなわち開業による鉄道会社の利益や利便性向上効果などの総額である便益を総費用で割り、事業の費用対効果を示す指標が、採算性の目安となる1を下回り、事業全体で0.6、残事業では0.9との試算を公表しました。国土交通省の再評価基準に従えば、基本的にプロジェクトは中止すべき水準と指摘しています。

さらに、談合疑惑により、公正取引委員会は、5月19日、鉄道・運輸機構や札幌延伸工事の軌道敷設工事入札で談合した疑いのある9社に立入検査を行いました。今回の談合疑惑では、工期の問題とともに、同機構が行った延伸工事費の算定にも疑義が生じています。今後、機構任せにせず、国が事業費の精査や事業計画を再検討し、市民に明らかにする必要があると考えます。

また、同機構は、過去に北陸新幹線工事の談合事件に関与しており、その調査報告書では、不正を行った背景に、工期に影響する入札不調を避けたい気持ちが強かったと述べています。北海道新幹線札幌延伸工事についても、大幅な遅延により工期の短縮が命題となっていることでの影響があったのではないかと懸念しています。

札幌市は、北海道新幹線は、札幌延伸が実現してこそ最大の効果を発揮すると説明されてきました。しかし、延伸により、JR北海道の乗車率改善と赤字が解消できるのか、いまだ不透明であり、札幌延伸が実現しても、運賃などの市民負担増とJR路線全体の利便性が低下していくことは避けられないと言わざるを得ません。

国家事業である整備新幹線は、国の負担と並行在来線の存続を条件とすべきであり、自治体と利用者の負担に依存する現在の財政確保の枠組みそのものを見直すことがなければ、事業を進めるべきではありません。当初、1.1だった費用便益比が1を下回るという試算結果の公表からも、延伸そのものの見直しが必要と考えるものですが、市長の認識はいかがか、伺います。

質問の第3は、札幌市の今後10年の財政推計についてです。

1点目は、財政推計の捉えについてです。

札幌市は、2026年1月、札幌市の今後の財政運営について、2035年までの10年間の財政推計を発表しました。一般財源歳入は、今後、緩やかに減少し、歳出に必要な一般財源は増加していくという推計を示し、毎年の予算編成において、今年度のように基金で補填し続けた場合、5年後には基金が枯渇し、17年後には財政再生団体になる可能性があるため、そうならないための推計であるとの説明であります。

歳出の一般財源は、90%が扶助費や公債費、職員費の義務的経費と除雪費などの準義務的経費であり、削減することが難しく、見直しを行う余地は狭いものです。扶助費、いわゆる社会保障に係る経費は、推計の中でも、一般財源額は今後も大きく変わらないと見込んでいます。

しかし、深刻なのは、過去に発行した市債の償還や利息の支払いである公債費です。利率上昇に伴う利子の増等により、2023年度から2026年度で約140億円の一般財源の負担増となっており、建設事業費の増加に伴う市債発行額と利率上昇に伴う利子の増加により、今後も大きく増えていくと見込んでいます。

市長は、1月28日の記者会見で、聖域なき見直しに着手せざるを得ない状況が目の前に迫っていると述べておられますが、自治体の役割は住民の福祉の向上であり、暮らしの予算を削減しないようにするための財政推計の取組であるという捉えでよいのか、伺います。

2点目は、建設事業費の見直しについてです。

歳出に大きな影響を与える建設事業費は、市債を発行し、30年かけて返済するため、影響が長期に及びます。財政推計の資料では、一般財源は下降し続けますが、公債費は、2026年度991億円から2035年度1,365億円と確実に増えていく推移です。これら公債費は、秋元市長が就任後に策定し

たアクションプランで建設事業費を毎年1,000億円確保し、実行してきたことによる巨額の市債発行によるものではないでしょうか。

将来の公債費につながる建設事業は、2039年度のピーク時は約1,280億円、2026年度予算の2倍以上となり、その後も同程度の負担継続となります。建設事業の内容は、市民の暮らしに欠かせない学校、市営住宅、清掃工場や文化・スポーツ施設などと、市民にとって必要性が薄い北海道新幹線札幌延伸や都心アクセス道路の地元負担金、丘珠空港関連、新MICE施設などがあります。

2033年度開業予定の新MICE施設は国際会議や展示を行う施設ですが、現時点での総事業費は592億円であり、2028年度には土地を購入するための105億円の支出が予定されています。2031年度からは185億円の建設費が続きます。

老朽化による更新需要が本格化した市有施設の建設は計画的に行うべきです。一方で、新たにつくる新MICE施設や北海道新幹線札幌延伸、都心アクセス道路整備事業などこそ、聖域にせず、見直すべきと考えます。

再開発事業や大型イベント、観光拠点整備などは、短期的には雇用や投資を生むことがあるかもしれませんが、その成果が地域に持続的に還元されるとは限りません。まちづくりは、市民のどのような暮らしを守り、どのようなまちを将来世代に引き継ぐのかという価値判断が問われます。建設事業の見直しが必要だと思いますがいかがか、伺います。

3点目は、市有施設管理の新たな方針についてです。

札幌市は、図書館などの文化施設、体育館などのスポーツ施設、集会所、福祉施設や学校、市営住宅を含む全ての市有施設の存廃などを判断するための数値基準、公共施設見直し検討ラインを設けることにしました。費用対効果の低下などを基準に点検し、基準を下回る施設は廃止やサービス縮小、民間売却などを検討するものです。

自治体における費用対効果は、投じた税金が、行政コストに対し、どれだけ行政サービスの向上や地域経済の活性化などの成果を得られるか、市民の満足度などをはかる指標であり、コスト削減のものではありません。市有施設が市民や地域住民が利用しやすい施設であるのか、利用料が負担となっていないのかなどの課題を調査し、一律に費用対効果で決めるのではなく、住民意見を反映させて利用しやすい施設としていく検討が必要と考えますがいかがか、伺います。

次は、物価高騰の影響による中小零細企業への支援についてです。

米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反です。力による支配によって子どもを含む多くの住民の命が奪われ、国際社会の平和と安全を危険にさらし、軍事行動が引き金となったホルムズ海峡の封鎖により、原油の輸入が滞り、世界と日本の経済、国民生活にも深刻な影響を及ぼしています。

札幌市においても、物流、運送はもちろん、ナフサ由来の資材の高騰と品薄で入手困難となり、建設・設備・塗装業で納期未定、遅延により資金繰りの悪化の懸念、特に小規模事業所では死活問題だとお聞きしています。また、医療機関では、医療材料が4月に値上げとなっているのに、5月も値上げの通知があり、納品を渋られるなどの事態ともなっています。

こうした影響は、プラスチック、ビニール製品、食品や印刷、繊維業、介護事業所など、あらゆる分野に広がっています。とりわけ懸念されるのが市民の命と健康を支える医療機関の現状です。医療材料の値上げや供給の不安定化といった事態も生じており、資材不足による経済活動の停滞にとどまらず、医療提供体制への影響は市民の安心・安全を脅かす極めて重大な課題です。

このように、地域経済や市民生活の根幹が揺らがされている今、国の動向を注視するだけでな

く、札幌市としても、迅速かつ実効性のある対応が求められます。とりわけ、地域経済の基盤であり、経営の限界に直面している市内の中小零細企業を守るため、相談窓口において個々の事業者に寄り添った丁寧な対応を行うことはもちろん、札幌市独自の財政支援を含め、一步踏み込んだ対策を講じることが不可欠であると考えます。

物価高騰や資材不足に直面し、固定費や燃料費等の負担から事業継続に苦慮している市内の中小零細企業に対し、負担軽減に向けた札幌市独自の助成金や給付金といった支援策をスピード感を持って検討すべきと考えますが、札幌市として今後どのような支援を行っていくお考えか、見解を伺います。

次に、学校給食費の無償化についてです。

今年度、国による学校給食費の抜本的な負担軽減が実施され、札幌市でも4月から小学校の給食が無償化されました。2017年度時点で学校給食費を一部でも無償化としている自治体は506でしたが、2024年6月に文部科学省が公表した学校給食に関する実態調査によると、1,794自治体中、4割に当たる722自治体へと増加しており、そのうち547自治体は、小学校だけでなく、中学校も無償化していることが明らかとなりました。

こうした自治体の動向や要望、札幌市議会でも2023年7月に全会一致で学校給食の無償化を求める意見書を上げているように、地方議会からの意見書も多数寄せられ、国を動かしました。

質問の第1は、給食提供を受けていない場合の支援についてです。

国による小学校の給食無償化は、給食提供を受けていない児童も含め、在籍児童数で算定された給食費の措置がされることとなっています。

疾病による長期欠席やアレルギー等のため、また、不登校や教育支援センター、フリースクール等へ通っており、給食を食べていない場合があり、札幌市では、3月時点で、一部欠食も含め、給食停止となっている児童生徒は、小学校で

1,835人、中学校で1,922人とお聞きしています。

札幌市の小学校では、1食単価は学年により異なりますが、5・6年生で1食382円、年間約7万5,000円、これについて、給食費負担軽減交付金と重点支援地方交付金により実質無償となっています。

国によると、給食を食べていない場合の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねるとされています。給食の提供を受けていない場合に、保護者へ給食費相当分の金銭給付等の支援を行っている自治体もあり、負担軽減交付金による実質無償化により、政令市においても、福岡市は小・中学校を対象に実施しているほか、神戸市、北九州市は小学校を対象に給付などの支援を実施する予定です。

札幌市としても、学校給食無償化に当たり、何らかの事情により給食を食べていない場合に保護者へ給食費分の支援等をすべきと考えますが、学校設置者の判断としてどうお考えなのか、伺います。

質問の第2は、小学校の給食費無償化継続と中学校の無償化についてです。

我が党は、学校給食費の無償化について、小・中学校合わせての実施を求めてきました。国によるこのたびの無償化では、まずは小学校で実施し、中学校への拡大もできる限り速やかに実現するという方向性と認識しております。

ところが、来年度は国の財源措置が不透明であることから、札幌市は、小学校の無償化について、来年度以降も継続となるのか、現状では確定されていないとのことです。また、中学校で無償化となっていないことは、同じ義務教育において提供されているにもかかわらず、保護者の経済的負担に格差を設けるものと言わざるを得ません。

札幌市として、来年度以降の給食無償化について、国の動向によらず、小学校での継続とともに、札幌市独自で中学校での無償化を進めるべきですが、どうお考えなのか、伺います。

質問の第3は、給食の質の確保と地産地消の取組推進についてです。

これまで、札幌市では、地産地消の取組として、道産の米と小麦、畜産物、海産物、地元の野菜を、農薬低減などに配慮し、取り入れ、自校・親子方式で、安全でおいしく、適温での提供と、豊かな食育に生かしてきました。教育委員会としても、子どもの健康の保持・増進に寄与し、学校生活を豊かにするものとの認識を示されています。

一方、不安定な国際情勢と長期にわたる物価高騰でさらに食材の値上がりが続き、無償が継続された場合にあっては、給食の質が担保されるのか、保護者から不安の声もお聞きしています。

札幌市として、給食の質を確保し、引き続き地産地消の取組も推進することが重要と考えますが、どうお考えか、伺います。

次は、生活に困っている方々への住まいの確保についてです。

国は、今年3月に住生活基本計画を策定し、その基本的な方針で、人生100年時代の住生活を支える基盤を再構築していくことで、国民それぞれの暮らし、住まいのウェルビーイングを満たす政策を本格的に推進するとしました。

札幌市は、2025年11月に、札幌市住まいの協議会に成熟した都市における持続可能な居住施策のあり方についてを諮問し、民間住宅部会、市営住宅部会に分かれて審議がなされているところです。

審議会に示した資料では、経済情勢、人口動態等と併せ、住宅確保要配慮者の状況、市営住宅の現状等についてデータも示されました。札幌市の状況は、人口減少とともに、世帯数は2030年をピークに減少に転じるが、世帯主が高齢者の世帯増加が続く、その多くは高齢単身世帯、高齢夫婦のみ世帯となり、2040年には一般世帯の3分の1になる見込みとなっています。また、障がい者数や割合は年々増加しており、人口の7%となって

いること、年収400万円未満の低額所得世帯数、割合は共に増加傾向で、生活保護受給者数も増加傾向にあり、外国人世帯数、割合は急激に増加していることなどが明らかになっています。

住まいは生活する上で不可欠な基盤であり、総務省の統計調査では、賃貸世帯の家賃支払いは収入の2割前後となっています。年収200万円未満の場合、3割を超えるという傾向が示されており、とりわけ低額所得世帯など、住宅確保要配慮者とされる人々への手厚い支援を促進することが重要だと考えます。

質問の第1は、居住支援協議会による取組の充実についてです。

2020年に設立された札幌市居住支援協議会は、高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人など、住まいの確保に困っている人に対して、賃貸住宅にスムーズに入居できるよう、必要な支援を協議することで福祉の向上を図るとして設置されました。

居住支援相談窓口の周知が図られる中、年間1,000件を超える相談が寄せられるようになり、イベント等での出張相談窓口も100件を超えるようになりました。

一方、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として認定されたセーフティネット住宅は市内に現在約3,000戸、要配慮者のみの専用住宅が97戸、見守りつきの居住サポート住宅は10戸となっています。セーフティネット住宅は、空き家の活用で登録住宅となるための要件や入居者への経済的支援はまだ薄く、ニーズに対して供給が追いついていない現状です。

また、本市の調査で、約56%の賃貸人が入居を断った経験があります。その対象の多くが高齢者、外国人、低所得者であり、入居を拒まないセーフティネット住宅の役割が十分に果たせていません。

今後、住宅確保要配慮者と言われる生活上の様々な配慮を必要とする方々に、セーフティネッ

ト住宅等の住宅を十分に提供できるよう、どのような充実策をお考えか、伺います。

あわせて、賃貸人が入居を希望する人を拒まないための具体的な施策についても伺います。

質問の第2は、市営住宅に入居できなかった人への支援についてです。

市営住宅は、応募倍率が2025年度の定期募集で15.7倍と、不足し、利便性の高いところでの倍率はさらに高くなっています。健康面や雇用面などで収入状況が大きく変わり、これまでどおりの収入が見込めず、市営住宅への入居を希望し、応募しても、抽選で外れれば、収入が激減しても民間の家賃を払い続けなければならないことになります。

本来、市営住宅は、このような困り事を抱えた人に住まいを提供し、生活が安定するように支えなければなりません。市営住宅が不足しているために入居できない実態は、解決すべきではないでしょうか。応募したにもかかわらず、抽選で外れ、やむなく民間賃貸住宅に入居する場合、市営住宅に入居した場合と同等の家賃負担となるような支援、補助など、新たな事業や制度を検討すべきと考えますがいかがか、伺います。

質問の第3は、老朽化した市営住宅の給湯設備等の整備についてです。

日本共産党札幌市議団が昨年秋に実施した市営住宅入居者6,400世帯へのアンケート調査では、約550通の回答が寄せられました。家賃値上げを知らなかった方は85%に上り、暮らしの先行きに大いに不安である方が86%、そして、家賃値上げには94.3%の住民が反対でした。自由記載欄には、洗面台は水しか出ない、風呂場は冬になるととても寒い、エレベーターがない、エアコンがないなど、設備の不備に対する要望が多く書かれていました。

お風呂のない市営住宅は1%、浴槽を入居者がリースするモルタル仕上げ、もしくはユニット仕上げのお風呂は57%、給湯設備がなく、入居者が

リース、購入をする住宅が34%となっており、今の時代に考えられないとの声も出されています。設置を諦めるか、仕方なく自己負担で設置するしかなく、毎月のリース代等も入居者の暮らしに大きく影響しています。

外壁は定期的に修繕しますが、設備は40年以上前の建築時基準とほぼ変わらず、整備がされず、不便なまま、家賃は値上げをするのかという住民の思いがアンケート結果に表れていると感じます。

札幌市は、市有施設の長寿命化を図るため、優先順位をつけながら市営住宅の建て替えを進めていますが、お風呂や給湯など、毎日の居住環境の問題を数年先、十数年先となる建て替えまで我慢させる、もしくは入居者負担としていることは、国が求める住まいのウェルビーイングを満たす点で問題です。

老朽化した市営住宅の給湯等、小規模な設備について、早急に環境改善を図るよう整備すべきだと思いますが、お考えを伺います。

次に、札幌市が今後策定する計画や規則等と札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例との関係性についてです。

札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の施行から1年が経過しました。札幌市が目指す共生社会は、条例第2条で、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる多様性と包摂性が強みとなる社会であり、滞在期間の長短や国籍にかかわらず、誰もが個性を尊重されなければならないことを明確に掲げ、第5条には、札幌市が、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進しなければならないと札幌市の責務を規定しています。

2025年第3回定例会の我が党の代表質問で、アイヌ民族の存在を否定する動きについて市長に見解と対応をお聞きしたところ、市長は、特定の人種や民族に対する差別的行為は誠に恥ずべきもの

であり、アイヌ施策推進法でもアイヌであることを理由とした差別は禁止していると認識している、有識者や法の専門家の意見等も丁寧に伺いながら共生社会の実現に努めていくと答弁されました。

アイヌ民族が先住民族であることを疑問視する内容のパネル展が、札幌駅前通地下歩行空間、チ・カ・ホにおいて、3月16日、再び開催されたことを受けて、秋元市長は、4月9日の定例記者会見で、公の施設の利用などについて一定の考え方を持っておきたい、既存の第三者機関や外部機関といったものを活用しながら、第三者のご意見、法的なご意見なども含めて検討を進めていきたいと述べました。続いて、4月22日の定例記者会見では、具体的な期日も示し、立ち上げることを表明されております。

このたび、札幌市は、公の施設の使用承認の在り方に関わって、ガイドライン等の策定に向けた検討を行うとともに、検討が進められている間における対応のため、アイヌ施策推進委員会に専門部会を設置するとしています。今回の検討は重要な取組ですが、本件にとどまらず、ほかの分野における施策等においても本条例の理念が広く反映されることが必要と考えます。

そこで、質問ですが、札幌市が今後策定する計画や規則等と札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例との関係性について伺います。

最後に、融雪施設の整備についてです。

北区は、市内10区の中で3番目に広い面積を持ち、昭和30年代以降の人口急増とともに宅地化が進んできました。今では、市内で最大の人口を擁する区となり、道路総延長は最長です。そのため、北区では生活道路の排雪量も多くなります。2025年度の公共雪堆積場への全市の運搬排雪量1,020万立方メートルのうち、北区分はその2割強に当たる270万立方メートルを占めました。近年は、気候変動の影響による大雪の頻度も増しており、雪対策はまさに日常生活の安全・安心を支

える切実な課題となっています。

秋元市長は、記者会見で排雪量の削減を含む見直しにも言及されていましたが、2025年度に市民から寄せられた除排雪関連の要望は3万件を超え、4月の市民意識調査では約7割が排雪量の縮小に反対しています。これは、冬の生活水準を下げないでほしいという切実な意思表示にほかなりません。

現在、除排雪費の約6割を運搬費が占めています。雪堆積場の郊外化による雪を遠くへ運ぶ構造が、コスト増大だけでなく、地域ごとの運搬距離の差にもつながっています。この構造的な課題の改善が必要です。

質問の第1は、融雪施設の整備可能性についてです。

今年3月に提出された包括外部監査報告書では、除排雪はあらゆるインフラの基礎とした上で、効果的・効率的で公平な事業実施の必要性が指摘されています。また、2021年度の大雪対応の検証では、雪堆積場までの平均運搬距離が2012年度の5.4キロメートルから5.6キロメートルに延びていたことを踏まえ、渋滞解消につながる排雪の前倒しと排雪強化が有効であること及び新たな雪堆積場の拡充を図ることが確認されました。

雪堆積場の郊外化に伴い、排雪作業の運搬距離が年々延びている中、比較的都心に近い場所に整備できる融雪施設は、通学路や生活道路の早期確保など、効率的な排雪作業において極めて有効であり、既存の下水道インフラを生かした地域内での雪処理への強化は有力な選択肢と考えます。

現在、札幌市では、東部融雪槽の整備が今年度で完了する予定です。さらなる融雪施設の整備が必要と考えますが、今後どのように展開していく方針なのか、見解を伺います。

質問の第2は、候補地の選定についてです。

大雪対応の検証を踏まえると、渋滞を発生させないための排雪強化が必要であり、市民は、次の冬の生活をどう守るかという即効性ある対策を求

めています。

そのためには、市民生活に近い場所での処理が合理的であり、融雪施設の新設は急務と考えますが、候補地の選定に当たっては、熱源の確保、ダンプトラックの動線確保や雪の一時堆積を行う面積が必要であるほか、住宅地等への配慮も必要です。そのような活用可能な市有地は減少しており、条件に見合う土地を確保することは困難でもあります。そこで、今後、融雪施設の整備に当たっては、国有地や民有地の活用についても選択肢として検討されるべきと考えます。

今後の新たな融雪施設整備に当たっては、どのように候補地を選定していかれるのか、ご見解を伺います。

以上で、私の質問の全てを終わります。ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○議長（長内直也） 答弁を求めます。

秋元市長。

○市長（秋元克広） 全体で大きく6項目にわたり、ご質問をいただきました。私からは、大きな1項目め、私の政治姿勢についての3点にお答えをさせていただきます。その余のご質問に対しましては、担当の天野副市長、加藤副市長、教育長からお答えをさせていただきます。

私の政治姿勢についての1項目め、憲法9条改正と予備自衛官等兼業特例法案についてであります。

まず、1点目の憲法9条の改正についてでありますけれども、国の最高法規であります憲法につきましては、憲法が定める手続に基づいて、まずは国会の場で熟議が尽くされるものと認識しております。

その上で、憲法9条については、国民の中にも様々な意見がありますことから、国民的な合意形成が重要であり、国における議論を注視していく必要があると考えております。

次に、2点目の予備自衛官等兼業特例法案についてありますが、予備自衛官等兼業特例法案

は、公務員が予備自衛官等を兼業する際の手続の簡素化等を図るものでありますが、地方公務員が予備自衛官等になる際には任命権者の承認が必要でありますことから、業務に支障が生じないよう対応してまいります。

次に、2項目めの北海道新幹線延伸工事についてであります。

先月の財政制度等審議会分科会では、費用便益比が建設費の増加分のみを機械的に反映した試算で1を下回るものの、物価上昇に伴う収益増などを考慮すると上振れする可能性もあると示されているところであります。また、今週、北海道新幹線建設促進期成会が公表いたしました調査結果では、札幌開業を2038年度と仮定した場合、翌年度単年に北海道全体で約1,820億円もの経済波及効果が見込まれ、そのうち約7割を札幌分が占めると報告されたところであります。

そのため、今後も、北海道新幹線の延伸は札幌のまちづくりに必要不可欠との認識の下、経済波及効果が早期に発現するよう、一日も早い完成、開業と地方負担の軽減等を国などに働きかけてまいります。

次に、3項目め、札幌市の今後10年の財政推計についてお答えをいたします。

まず、1点目の財政推計の捉えについてですが、今後10年間の財政推計は、将来を見据え、その世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を行うため、一定の仮定で置いた条件に基づき、今後の財政見通しを試算したものであり、事業の見直しに早急に取り組むため、公表したものであります。

試算の結果、財源不足の補填のための3基金が令和13年度には枯渇する見通しとなり、災害時の対応だけではなく、自立した市政運営のための財政の健全性を維持することも難しくなってくる状況が明らかになったところであります。

このため、特定の分野にとらわれることなく、幅広く事業の見直しを進めていくことが重要であ

り、その見直しを進めるに当たりましては、市民の暮らしへの影響をできる限り避けるよう配慮しつつ、丁寧な説明を行い、ご理解を得よう努めながら進めていく考えであります。

次に、2点目の建設事業費の見直しについてありますが、昨今の建設事業費は、将来を見据えた投資や既存施設の更新需要に長引く物価高騰等が影響しており、今後の公債費負担が札幌市の財政に与える影響は大きいものと認識をしております。

そこで、建設事業費全体の抑制を図りながら、市民生活に直結する施設の老朽化対策等を計画的に進めつつ、次世代を見据えた必要な投資を効果的に実施できるよう、バランスを見極め、持続可能なまちづくりに努めてまいります。

次に、3点目の市有施設管理の新たな方針についてであります。

札幌市では、政令指定都市への移行後、重点的に整備した公共施設の更新が、近年、本格化しており、将来の人口減少や今後の厳しい財政状況を見据えると、今ある施設の全てを維持し続けることは難しいものと考えております。

このため、市民生活に欠かすことのできない機能を維持しつつ、施設の廃止、停止や存続の検討、複合化や長寿命化などを進める公共施設マネジメントの取組が重要であると認識をしております。

今後、その取組の推進に当たりましては、新たに設ける見直し検討ラインは、例えば、施設の利用者数や費用対効果などの客観的な数値を見える化するものでありますが、そのほかにも、基本方針にあります行政としての役割が低下していないかなど、様々な視点から検討していく考えであります。

また、この見直し検討ラインのみをもって直ちに結論を導くものではなく、市民目線に立ったきめ細やかな情報提供と丁寧な説明に努め、利用者や地域住民の皆様の意見をお聞きしつつ、公共施

設の在り方を鋭意検討してまいいる考えであります。

私からは、以上です。

○議長（長内直也） 天野副市長。

○副市長（天野周治） 私からは、大きな4項目め、生活に困っている方々への住まいの確保について、大きな5項目め、札幌市が今後策定する計画や規則等と札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例との関係性について、大きな6項目め、融雪施設の整備についての3項目についてお答えをさせていただきます。

まずは、大きな4項目め、生活に困っている方々への住まいの確保についての1点目、居住支援協議会による取組の充実についてお答えをいたします。

セーフティネット住宅などの提供促進に向けましては、札幌市居住支援協議会を通じて、賃貸住宅のオーナーへの働きかけや活用可能な補助制度の周知などにより一層努めてまいります。また、居住確保要配慮者を受け入れやすい環境づくりに向けましては、居住支援に関する研修会や意見交換会などの取組を進めることによりまして、見守りなどを担う居住支援法人とオーナーとのさらなる連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の市営住宅に入居できなかった人への支援についてでございます。

市営住宅の抽せんに外れて民間賃貸住宅に入居する方への家賃に対する支援につきましては、その必要性について、引き続き慎重に検討すべきものと考えております。

次に、3点目の老朽化した市営住宅の給湯設備等の整備についてでございます。

浴室や給湯設備の整備につきましては、工事期間中に住戸の使用が制限されることや費用対効果の観点から、住民の移転を伴う耐震改修工事や建て替えに合わせて行ってきたところでございます。

現在、耐震改修工事はほぼ完了したことを踏まえて、今後は、当該設備につきましては、建て替えに合わせて整備することで環境改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、大きな5項目め、札幌市が今後策定する計画や規則等と札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例との関係性についてでございます。

誰もがつながり合う共生のまちづくり条例は、次世代に引き継いでいくべき普遍的なまちづくりの理念であると認識をしております。

しかし、実社会では、人は、皆、多様な違いを有する中で、これに起因する個性や能力等に対する理解が十分でないことにより、時には差別や偏見につながってしまう場合もございます。

条例の基本理念では、対話による相互理解の下、誰もがその個性や能力を認められ、多様性や包摂性が強みとなる社会を実現することとしていることから、今後策定する計画や規則等につきましてもこの考え方を踏まえながら検討を進めてまいります。

次に、大きな6項目め、融雪施設の整備についての1点目、融雪施設の整備可能性についてと、2点目の候補地の選定について、まとめてお答えをいたします。

天候に左右されず、効率的かつ安定的に雪を受け入れる融雪施設は、有効な施設であると認識をしております。これまでも、増強、整備を進めてきたところでございます。

今後の整備の展開につきましては、雪堆積場等が比較的少ないこと、運搬距離が短くなり、排雪作業の効率化につながることを考慮し、必要な地域への施設の配置に向け、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

また、候補地の選定につきましては、効率化の視点を持ちつつ、経済性など様々な観点を踏まえ、市有地にかかわらず、幅広く考慮してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（長内直也） 加藤副市長。

○副市長（加藤 修） 私からは、大項目の2、物価高騰の影響による中小零細企業への支援についてお答えをいたします。

現在の原油価格の高騰や資材不足は、市民生活はもとより、市内中小企業の経営を大きく圧迫し、地域経済に深刻な影響を及ぼすことが危惧されるものでございます。

このような中、札幌市といたしましては、中小企業支援センターに原油価格高騰に伴う経営・金融相談窓口を設置いたしまして、経営相談や資金繰りなどについて対応しているところでございます。

ただし、石油製品の価格の安定や供給の確保は、国において責任を持って実施すべきものと認識しており、中小企業からの切実な声を踏まえて、機を逸することなく、必要な対応策を講じるよう、国に対して働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（長内直也） 山根教育長。

○教育長（山根直樹） 私からは、大きな3項目め、学校給食費の無償化についてお答えをいたします。

まず、1点目の給食提供を受けていない場合の支援についてであります。

給食費負担軽減交付金については、個人に対する給付を自治体が代理受領するものではなくて、あくまで自治体が行う給食費の負担軽減に対する支援であります。

小学校における非喫食者に対する金銭給付については、今後、他都市の状況等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の小学校の給食費無償化継続と中学校の無償化についてであります。

小・中学校の給食費の次年度以降の取扱いについては、国の交付金の状況などを踏まえ、検討を行っていく必要があるものと考えております。

今後とも、小学校の給食費について、全額、国費で措置することや、中学校の給食費の早期の無償化の実現などについて国に要望してまいります。

次に、3点目、給食の質の確保と地産地消の取組推進についてであります。

本市では、地産地消にも取り組みながら、物価高騰分も加味した給食費を設定しており、今後とも学校給食の質の確保に努めてまいります。

私からは、以上であります。

(長屋いずみ議員「議長」と呼び、発言の許可を求む)

○議長(長内直也) 長屋いずみ議員。

○長屋いずみ議員 再質問を行います。

憲法9条改正についてと老朽化した市営住宅の給湯設備等の整備について、2点質問いたします。

憲法9条改正についてです。

市長のご答弁では、国会における議論を注視されるとのご答弁でした。今回の改憲案は、自衛隊の海外での武力行使に道を開く可能性がある、市民の命と暮らしに直接影響する重大な問題です。

札幌市は、平和都市宣言を行っています。平和を希求するならば、その平和を損なう可能性のある動きに対して、市長として声を上げることこそが平和都市宣言の重みに応えることではないでしょうか。

市長は、憲法9条改憲について、市民への影響についてどのようにお考えなのか、改めて伺いたいと思います。

2点目は、老朽化した市営住宅の給湯設備等の整備についてです。

給湯設備がない、あるいは、浴槽を入居者がリースしなければならず、不便している実態を先ほど質問で述べました。これは、今の時代、公営住宅として許容できる水準ではありません。

建て替えに合わせて対応では、建て替えまで数年から十数年以上かかる住居の入居者に、毎日の

入浴に係るリース料など余分な負担を強い続けるということになります。給湯のない冬の生活など、どれほど大変かと思いませんか。

建て替えを待たずに、給湯設備等の整備を早急に実施すべきと考えます。整備を実施するお考えはあるのか、改めて伺いたいと思います。

○議長(長内直也) 答弁を求めます。

秋元市長。

○市長(秋元克広) 2点、再質問をいただきました。私からは、憲法9条改正についてお答えをさせていただきます。

戦争のない平和な世界を構築していくということは、私たちのみならず、民族、全ての世界で住んでいる人たちの共通の願いであるというふうに思います。

そういった中で、武力行使によらずに国際秩序が守られ、維持されていくということは理想としながらも、現実的には、今なお地球のどこかで戦争、紛争、争いが起きている、こういった状況がございます。

そうした中で、真に国民の安全・安心をどう守っていくべきなのかということ、このことについて、憲法の改正についても、平和を訴求すること、そして、武力行使によらず、国際秩序を維持していくということを理想とする、これを大前提としながら、様々な議論を重ねていく必要があるもの、このように認識をしております。

そういう意味で、この憲法改正の問題についての必要性、あるいは影響、こういったことなどなどについて様々な議論を進めていく、そのことをしっかりと注視しながら様々な意見を集約していく必要があると考えております。

以上です。

○議長(長内直也) 天野副市長。

○副市長(天野周治) 私からは、老朽化した市営住宅の給湯設備等の整備についての再質問についてお答えをさせていただきます。

お話をいただいております住戸に関しまして

は、入居者によるリースや購入という形ではございますが、給湯設備を有しており、浴室や台所につきましてはお湯が使用できる状況でございます。

洗面台などでもお湯が使用できるようにするなどの給湯設備の改修を行う場合は、配管の敷設や壁の穴空けなどを伴う工事が必要となり、住戸の一部や台所、洗面所といった水回りが1週間程度使用できなくなります。その間、入居者におかれましては、仮移転が必要となるなど負担も生じることなどから、建て替えに合わせて整備することで環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長内直也） 以上で、代表質問は全て終了しました。

（小竹ともこ議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

○議長（長内直也） 小竹ともこ議員。

○小竹ともこ議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案等13件を、配付の議案付託表のとおり、関係の常任委員会にそれぞれ付託することを求める動議であります。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） ただいまの小竹議会運営委員長長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされております議案等13件は、配付の議案付託表のとおり、関係の常任委員会にそれぞれ付託されました。

〔付託表は巻末資料に掲載〕

○議長（長内直也） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日5月30日から6月4日までは委員会審査等のため休会とし、6月5日午後1時に再開したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長内直也） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（長内直也） 本日は、これで散会します。

散 会 午後3時44分